

令和3年2月17日

第447回白石市議会定例会議案

目 次

第 1 号議案	教育長の任命について	・・・	1
第 2 号議案	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	・・・	2
第 3 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 号） （令和 2 年度白石市一般会計補正予算）	・・・	3
第 4 号議案	組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例	・・・	4
第 5 号議案	白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	・・・	9
第 6 号議案	白石市道路占用料条例の一部を改正する条例	・・・	16
第 7 号議案	白石市公共物管理条例の一部を改正する条例	・・・	27
第 8 号議案	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例	・・・	35
第 9 号議案	白石市材木岩公園等設置条例の一部を改正する条例	・・・	39
第 10 号議案	白石市都市公園条例の一部を改正する条例	・・・	42
第 11 号議案	白石市企業立地促進条例の一部を改正する条例	・・・	45
第 12 号議案	白石市東日本大震災復興基金条例を廃止する条例	・・・	47
第 13 号議案	しろいし Sun Park 基金条例	・・・	49
第 14 号議案	白石市景観条例	・・・	52
第 15 号議案	未来を拓く学校教育充実化条例	・・・	57
第 16 号議案	白石市介護保険条例の一部を改正する条例	・・・	60
第 17 号議案	白石市精神障害者小規模通所授産施設条例の一部を改正する条例	・・・	62
第 18 号議案	第六次白石市総合計画基本構想及び基本計画の策定について	・・・	65

第 1 号議案

教育長の任命について

次の者を教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求めらる。

記

住 所 白石市
氏 名 半 沢 芳 典
生年月日

令和 3 年 2 月 1 7 日

白石市長 山 田 裕 一

第 2 号議案

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 白石市
氏 名 日 下 嘉 充
生年月日

令和3年2月17日

白石市長 山 田 裕 一

第 3 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年度白石市一般会計補正予算（専決第1号）

（令和3年1月29日専決）

令和3年2月17日

白石市長 山 田 裕 一

第 4 号議案

組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 7 日

白石市長 山 田 裕 一

組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例

(白石市部設置条例の一部改正)

第1条 白石市部設置条例（平成4年白石市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(部の設置)

第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設置する。

- (1) 総務部
- (2) 保健福祉部
- (3) 市民経済部
- (4) 建設部

第3条を次のように改める。

(分掌事務)

第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総務部
 - ア 秘書及び行賞に関する事項
 - イ 広報及び広聴に関する事項
 - ウ 議会に関する事項
 - エ 人事及び給与に関する事項
 - オ 文書に関する事項
 - カ 防災に関する事項
 - キ 地方創生に関する事項
 - ク デジタル化の推進に関する事項
 - ケ 総合的な政策の企画立案及び調整に関する事項
 - コ 予算及び財務に関する事項
 - サ 公有財産に関する事項
 - シ 税等に関する事項
 - ス 他部の主管に属さない事項
- (2) 保健福祉部
 - ア 福祉に関する事項

- イ 保健衛生に関する事項
- ウ 国民健康保険に関する事項
- エ 後期高齢者医療保険に関する事項
- オ 国民年金に関する事項
- カ 介護保険に関する事項
- キ その他保健福祉に関する事項

(3) 市民経済部

- ア 商業及び工業に関する事項
- イ 観光に関する事項
- ウ 農業、林業及び畜産に関する事項
- エ 地域振興に関する事項
- オ 定住促進に関する事項
- カ 環境衛生に関する事項
- キ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- ク その他市民経済に関する事項

(4) 建設部

- ア 道路及び河川に関する事項
- イ 住宅、建築及び営繕に関する事項
- ウ 都市計画に関する事項
- エ 企業誘致に関する事項
- オ その他建設に関する事項

(白石市総合計画審議会条例の一部改正)

第2条 白石市総合計画審議会条例（昭和45年白石市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条中「総務部企画情報課」を「総務部企画政策課」に改める。

(白石市総合交通輸送問題審議会条例の一部改正)

第3条 白石市総合交通輸送問題審議会条例（昭和55年白石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部企画情報課」を「市民経済部まちづくり推進課」に改める。

(白石市地域公共交通会議設置条例の一部改正)

第4条 白石市地域公共交通会議設置条例(平成30年白石市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条並びに第2条第4号及び第5号中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改める。

第3条第2項第6号中「宮城県震災復興・企画部長」を「宮城県企画部長」に改める。

第8条中「総務部企画情報課」を「市民経済部まちづくり推進課」に改める。

(白石市環境基本条例の一部改正)

第5条 白石市環境基本条例(平成7年白石市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第27条中「市民経済部生活環境課」を「市民経済部市民生活課」に改める。

(白石市都市計画審議会条例の一部改正)

第6条 白石市都市計画審議会条例(昭和45年白石市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「都市計画」の次に「及び景観形成」を加える。

(白石市都市計画審議会条例の一部改正)

第7条 白石市都市計画審議会条例の一部を次のように改正する。

第7条中「建設部都市整備課」を「建設部都市創造課」に改める。

(白石市農村地域産業導入促進審議会条例の一部改正)

第8条 白石市農村地域産業導入促進審議会条例(昭和49年白石市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第7条中「市民経済部企業立地定住促進課」を「建設部都市創造課」に改める。

(あしたば白石条例の一部改正)

第9条 あしたば白石条例(平成22年白石市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書、第4条ただし書、第5条及び第6条第4号中「市長」

を「教育委員会」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、令和3年7月1日から施行する。

第 5 号議案

白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

白石市職員の給与に関する条例（昭和29年白石市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
1		146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
2		147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
3		148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
4		149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
5		150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
6		151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
7		152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
8		153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
9		154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10		156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11		157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12		158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13		160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
14		161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
15		163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
16		164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17		165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18		167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19		168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20		170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21		171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22		174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23		177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24		179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25		182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26		183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27		185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28		187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29		188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30		190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31		192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32		193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33		195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34		196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35		198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36		199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37		201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38		202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39		203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40		205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41		206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42		207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43		208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000

再任 用職 員以 外の 職員	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			

93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600						
95		295,200	343,100						
96		295,600	343,500						
97		295,800	343,700						
98		296,100	344,100						
99		296,500	344,500						
100		296,900	344,800						
101		297,100	345,100						
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第2（第5条関係）

級別職務分類表

職務の級	職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務
4級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務
5級	相当高度の知識若しくは経験を必要とする業務を処理する課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務
6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務
7級	会計管理者の職務、部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務
8級	困難な業務を行う部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 6 号議案

白石市道路占用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市道路占用料条例の一部を改正する条例

白石市道路占用料条例（昭和47年白石市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「100分の110を乗じて得た」を「、当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた」に改める。

別表中「

占用物件		単位	占用料 (単位 円)
法第32 条第1項 第1号に 掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	310
	第2種電柱		480
	第3種電柱		650
	第1種電話柱		280
	第2種電話柱		450
	第3種電話柱		620
	その他の柱類		28
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メートルに つき1年	3
	地下に設ける電線そ の他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	270
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年	170	
変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき1年	560	
郵便差出箱及び信書 便差出箱		240	

	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	760
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	560
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	12
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		17
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		25
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		34
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		50
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		67
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		120
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		170
	外径が1メートル以		340

	上のもの			
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	560
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			380
地下に設ける通路		230		
その他のもの		560		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	8
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	76
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	76
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	760
	標識		1本につき1年	450
旗ざお		祭礼、縁日その他の催しに	1本につき1日	8

		際し、一時的に設けるもの		
		その他のもの	1本につき1月	76
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	8
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	76
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	760
		その他のもの		380
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	560
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	76
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				56

」を「

占用物件	単位	占用料 (単位 円)
------	----	---------------

法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	380
	第2種電柱		580
	第3種電柱		780
	第1種電話柱		340
	第2種電話柱		540
	第3種電話柱		740
	その他の柱類		34
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メートルに つき1年	3
	地下に設ける電線そ の他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	330
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年	200
	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき1年	680
	郵便差出箱及び信書 便差出箱		280
	広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき1年	670
その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	680	
法第32条第1項第2号に掲げる物 件	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	14
	外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの		20
	外径が0.1メー		30

	ル以上0.15メートル未満のもの		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		41
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		61
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		81
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		140
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		200
	外径が1メートル以上のもの		410
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	680
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
上空に設ける通路			330

	地下に設ける通路		200	
	その他のもの		680	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		7	
	その他のもの		67	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	67
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	670
	標識		1本につき1年	540
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	7
		その他のもの	1本につき1月	67
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	7
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	67

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	670
		その他のもの		330
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	680
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	67
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				68
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		

令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物	Aに0.023 を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.016 を乗じて得た額
令第7条 第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物	Aに0.023 を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.016 を乗じて得た額
令第7条 第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高 架の道路の路面下に 設けるもの	Aに0.023 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023 を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033 を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033 を乗じて得た額
令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は自 動車専用道路（高架 のものに限る。）の 路面下に設けるもの	Aに0.023 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023 を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033 を乗じて得た額

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の白石市道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

第 7 号議案

白石市公共物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市公共物管理条例の一部を改正する条例

白石市公共物管理条例（昭和47年白石市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の110を乗じて得た」を「、当該金額に課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた」に改める。

別表中「

形態又は種類		単位	使用料 (単位 円)
柱類	第1種電柱	1本につき1年	310
	第2種電柱		480
	第3種電柱		650
	第1種電話柱		280
	第2種電話柱		450
	第3種電話柱		620
	その他の柱類		28
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	3
地下に設ける電線その他の線類			2
地上に設ける変圧器		1個につき1年	270
地下に設ける変圧器		使用面積1平方メートルにつき1年	170
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	560
郵便差出箱及び信書便差出箱			240
広告塔及び広告板		表示面積1平方メートルにつき1年	760
地下	外径が0.07メートル未満	長さ1メートル	12

埋設	のもの	につき1年	
管類	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		17
	外径が0.1メートル以上0 .15メートル未満のもの		25
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		34
	外径が0.2メートル以上0 .3メートル未満のもの		50
	外径が0.3メートル以上0 .4メートル未満のもの		67
	外径が0.4メートル以上0 .7メートル未満のもの		120
	外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの		170
	外径が1メートル以上のもの		340
	露店又は商品 置場等	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	使用面積1平方 メートルにつき 1日
その他のもの		使用面積1平方 メートルにつき 1月	76
看板（アーチ であるものを 除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	76
	その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき 1年	760
標識		1本につき1年	450

旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	8
	その他のもの	1本につき1月	76
幕（工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	8
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	76
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	760
	その他のもの		380
太陽光発電設備及び風力発電設備		使用面積1平方メートルにつき1年	560
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び材料置場		使用面積1平方メートルにつき1月	100
通路橋		使用面積1平方メートルにつき1年	170
通路			100
その他の土地使用			土地評価額の4パーセント
土砂等の採取	土砂	採取量1立方メートルにつき	90
	砂		130
	切込砂利		150
	砂利（径8センチメートル未満のもの）		170
	栗石（径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの）		190

	チメートル未満のもの)		
	玉石（径15センチメートル以上60センチメートル未満のもの)		230
	転石（径60センチメートル以上のもの)		370

」を「

形態又は種類		単位	使用料 (単位 円)
柱類	第1種電柱	1本につき1年	380
	第2種電柱		580
	第3種電柱		780
	第1種電話柱		340
	第2種電話柱		540
	第3種電話柱		740
	その他の柱類		34
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	3
地下に設ける電線その他の線類			2
地上に設ける変圧器		1個につき1年	330
地下に設ける変圧器		使用面積1平方メートルにつき1年	200
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	680
郵便差出箱及び信書便差出箱			280
広告塔及び広告板		表示面積1平方	670

		メートルにつき 1年	
地下 埋設 管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	14
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		20
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		30
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		41
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		61
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		81
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		140
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		200
	外径が1メートル以上のもの		410
露店又は商品 置場等	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	使用面積1平方メートルにつき1日	7
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1月	67
看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	67
	その他のもの	表示面積1平方	670

		メートルにつき 1年	
標識		1本につき1年	540
旗ざお	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	1本につき1日	7
	その他のもの	1本につき1月	67
幕（工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	その面積1平方 メートルにつき 1日	7
	その他のもの	その面積1平方 メートルにつき 1月	67
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	670
	その他のもの		330
太陽光発電設備及び風力発電設備		使用面積1平方 メートルにつき 1年	680
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び材料置場		使用面積1平方 メートルにつき 1月	67
通路橋		使用面積1平方 メートルにつき 1年	170
通路			100
その他の土地使用			土地評価額の 4パーセント
土砂等の採取	土砂	採取量1立方メ ートルにつき	150
	砂		170
	切込砂利		180
	砂利（径8センチメ		200

	一ト未満のもの)		
	栗石 (径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの)		200
	玉石 (径15センチメートル以上60センチメートル未満のもの)		230
	転石 (径60センチメートル以上のもの)	採取数量1個につき	370

」に改め、同表備考7中「100分の110を乗じて得た」を「、当該公共物を使用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の白石市公共物管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日前までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

第 8 号議案

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 7 日

白石市長 山 田 裕 一

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年白石市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中「

種別		単位	使用料
第1種電柱		1本につき	310円
第2種電柱		1年	480円
第3種電柱			650円
第1種電話柱			280円
第2種電話柱			450円
第3種電話柱			620円
その他の柱類			28円
共架電線その他上空に設ける線類			長さ1メートルにつき 1年
地下に設ける電線その他の線類		2円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき 1年	560円
郵便差出箱及び信書便差出箱			240円
地下埋設管類（公共の 共有のものに限る。）	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	12円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		17円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		25円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		34円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		50円

	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	67円
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	120円
	外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの	170円
	外径が1メートル以上のもの	340円

」を「

種別		単位	使用料
第1種電柱		1本につき	380円
第2種電柱		1年	580円
第3種電柱			780円
第1種電話柱			340円
第2種電話柱			540円
第3種電話柱			740円
その他の柱類			34円
共架電線その他上空に設ける線類			長さ1メー トルにつき
地下に設ける電線その他の線類		1年	2円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆 電話所		1個につき 1年	680円
郵便差出箱及び信書便差出箱			280円
地下埋設 管類（公 共性のあるもの に限る。）	外径が0.07メートル未満 のもの	長さ1メー トルにつき	14円
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの	1年	20円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		30円

外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	41円
外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの	61円
外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	81円
外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	140円
外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの	200円
外径が1メートル以上のもの	410円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日前までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

第 9 号議案

白石市材木岩公園等設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市材木岩公園等設置条例の一部を改正する条例

白石市材木岩公園等設置条例（平成3年白石市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項第2号及び第3号の表を次のように改める。

(2) 箇数を単位として使用を認める場合

区分	単位	金額
第1種電柱	1本につき1年	380円
第2種電柱		580円
第3種電柱		780円
第1種電話柱		340円
第2種電話柱		540円
第3種電話柱		740円
その他の柱類		34円
標識		540円
変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1年	680円
郵便差出箱及び信書便差出箱		280円

(3) 長さを単位として使用を認める場合

	区分	単位	金額
地下埋設管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	14円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		20円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		30円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		41円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		61円

外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		81円
外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		140円
外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの		200円
外径が1メートル以上のもの		410円
共架電線その他上空に設ける線類		3円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の白石市材木岩公園等設置条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、施行の前日までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

第 1 0 号議案

白石市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市都市公園条例の一部を改正する条例

白石市都市公園条例（昭和46年白石市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表及び別表第2の3の表を次のように改める。

2 箇数を単位として利用を認める場合

区分	単位	金額
第1種電柱	1本につき1年	380円
第2種電柱		580円
第3種電柱		780円
第1種電話柱		340円
第2種電話柱		540円
第3種電話柱		740円
その他の柱類		34円
標識		540円
変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1年	680円
郵便差出箱及び信書便差出箱		280円

3 長さを単位として利用を認める場合

	区分	単位	金額
地下 埋設 管類	外径が0.07メートル未満 のもの	長さ1メートル につき1年	14円
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		20円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		30円
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		41円
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		61円

外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		81円
外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		140円
外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの		200円
外径が1メートル以上のもの		410円
共架電線その他上空に設ける線類		3円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の白石市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、施行の前日までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

第 1 1 号議案

白石市企業立地促進条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市企業立地促進条例の一部を改正する条例

白石市企業立地促進条例（平成18年白石市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号を次のように改める。

（2）事業開始時の新規常用雇用者（市内に住所を有する者に限る。以下同じ。）が、次の表に定める人数以上であること。

事業区分	企業規模	人数
製造業	中小企業者	3人
	中小企業者以外	5人
製造業以外	中小企業者	5人
	中小企業者以外	10人

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める

。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第3条第2項第2号の規定は、この条例の施行の日以後に指定企業者として指定する企業者について適用し、同日前までに指定した企業者については、なお従前の例による。

第 1 2 号議案

白石市東日本大震災復興基金条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市東日本大震災復興基金条例を廃止する条例

白石市東日本大震災復興基金条例（平成24年白石市条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 3 号議案

しろいしSun Park基金条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 7 日

白石市長 山 田 裕 一

しろいしSun Park基金条例

(設置)

第1条 しろいしSun Parkの整備に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、しろいしSun Park基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 前項に規定するもののほか、銀行その他の金融機関に保険事故（預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故をいう。以下同じ。）が発生した場合において、第8条第1項に定める相殺をすることにより、これを本市の債務の償還に充てることができる。

(定義)

第2条 この条例において「しろいしSun Park」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 白石市農産物等販売施設条例（令和2年白石市条例第23号）第2条第1項の規定により設置された白石市農産物等販売施設
- (2) 白石市子育て支援・多世代交流複合施設条例（令和元年白石市条例第7号）第2条第1項の規定により設置された白石市子育て支援・多世代交流複合施設
- (3) 前2号の施設に付随する設備、駐車場等であつて、市が所有するもの

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、当該年度の予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、白石市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため必要な財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第7条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金に属する現金の保全)

第8条 市長は、第4条第1項の規定により基金に属する現金を預金として管理している場合において、当該預金を受け入れている銀行その他の金融機関に保険事故が発生したときは、予算の定めるところにより、当該預金に係る債権と当該金融機関に対する本市の債務との相殺をすることができる。

2 前項に規定する相殺をした場合には、予算の定めるところにより、相殺をした金額を当該基金に積み立てなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 1 4 号議案

白石市景観条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市景観条例

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、市の景観形成に関し基本となる事項等を定めることにより、本市の良好な景観を守り育むことで、市民らが愛着と誇りを感じ、来訪者の心に残る景観の保全及び創造を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 工作物 建築物以外の工作物のうち、規則で定めるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、景観形成を促進するための総合的な施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。

3 市は、市民及び事業者に対し、景観形成に関する知識の普及及び意識の啓発を図るため、情報提供その他必要な施策を講じなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが景観形成の主体であることを認識し、本市の良好な景観の形成に積極的な役割を果たし、市が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動が景観形成に大きな影響を与えることを認識し、本市の良好な景観の形成に自主的に取り組み、市が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(景観計画の策定)

第6条 市は、法第8条第1項の規定に基づく景観計画（以下「景観計画」

という。)を策定するものとする。

2 市は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第9条の規定によるほか、白石市都市計画審議会（白石市都市計画審議会条例（昭和45年白石市条例第7号）第1条に基づき設置する白石市都市計画審議会をいう。以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、規則で定める軽微な変更については、適用しない。
（景観計画への適合）

第7条 景観計画の区域内において法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為を景観計画に適合させなければならない。
（届出を要する行為）

第8条 法第16条第1項の規定による届出の対象となる行為（同項第4号の規定により条例で定める行為を含む。）は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為
 - (4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - (5) 木竹の植栽又は伐採
- （届出を要しない行為）

第9条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがない行為として規則で定める行為とする。

（特定届出対象行為）

第10条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為で、規定に基づき届出を要する行為の全てとする。

（事前協議）

第11条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行おうとする者

は、当該届出を行う前に、当該行為の計画について規則で定めるところにより、市長と協議するよう努めなければならない。

(行為の中止、廃止又は完了の届出)

第12条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を中止、廃止又は完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

(助言又は指導)

第13条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に適合しないものであると認めるときは、当該行為をしようとする者又はした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告又は変更命令等に係る手続き)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告、法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令又は前条の助言若しくは指導を行う場合において必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(公表)

第15条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告、法第17条第1項又は第5項の規定による変更命令を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、規則で定めるところにより、当該勧告又は変更命令を受けた者の氏名等を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該勧告又は変更命令を受けた者に対して、あらかじめその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(公共事業における景観配慮)

第16条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第8条の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、法第16条第1項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、法第16条第5項の規定に基づき市長にその旨を通知しなければならない。

2 市長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため

め必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとるべき措置について協議を求めることができる。

3 第9条の規定は、第1項の通知について準用する。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第11条の規定は公布の日から施行する。

第 1 5 号議案

未来を拓く学校教育充実化条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 7 日

白石市長 山 田 裕 一

未来を拓く学校教育充実化条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における学校教育の基本理念を定め、市長並びに市教育委員会及び学校の責務を明らかにするとともに、学校教育に関する重点施策その他の基本的事項を定めることによって学校教育の充実化を図り、もって自ら未来を切り拓き、社会を生き抜く力を持った児童等を育成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条に規定するもののうち、白石市立の小学校及び中学校をいう。
- (2) 児童等 白石市立小学校及び中学校に在籍している者をいう。

(基本理念)

第3条 市は、全ての児童等が安心して教育を受けることができる環境をつくり、人口減少、グローバル化、情報化の進展等急激かつ不確実な社会の転換期にあつて、変化に柔軟に対応して自ら未来を切り拓き、社会を生き抜く力を身に付け、高い志を持って可能性に挑戦することができる児童等を育成する。

(市長及び教育委員会の役割分担)

第4条 市長及び市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地方教育行政法」という。）第21条及び第22条に規定する職務権限に基づく適切な役割分担の下に、基本理念（第2条に掲げる基本理念をいう。以下同じ。）にのっとり、協力して学校教育の充実化を図るものとする。

(市長の責務)

第5条 市長は、基本理念にのっとり、学校教育の充実化を図るための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 学校教育の充実化は、次に掲げる事項を旨として行わなければならない。

(1) 児童等の個性の尊重

(2) 保護者及び地域社会との連携

3 市長は、学校教育の充実化に関する事項について市民に対する説明責任を果たすとともに、学校教育の充実化に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(教育委員会の責務)

第6条 市教育委員会は、基本理念にのっとり、教育大綱（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3に規定する大綱をいう。）を尊重して市の実情に応じた教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項に規定する計画をいう。）を策定し、その実現に努める責務を有する。

(学校の責務)

第7条 学校は、基本理念にのっとり、市の実情に応じて創意工夫した特色ある学校教育を体系的かつ組織的に行うとともに、学校教育全体について絶えず見直し及び改善に努める責務を有する。

(重点施策)

第8条 市長は、基本理念にのっとり、学校教育の充実化を図るため、次に掲げる施策を重点的に実施する。

(1) 全ての児童等が義務教育の段階における普通教育に相当する教育を受ける機会の確保

(2) 児童等が自己の目的を実現し、社会を自立的に生きる力を培うための学力向上

(3) 児童等がグローバル化に対応するための国際理解教育及び外国語教育の充実

(4) 児童等が情報化社会に対応するための情報教育の充実及びICT環境の整備

(5) 児童等が社会性を育むために必要な学校環境の整備及び規模の適正化

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 6 号議案

白石市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 7 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市介護保険条例の一部を改正する条例

白石市介護保険条例（平成12年白石市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「32,400円」を「33,600円」に改め、同項第2号及び第3号中「48,600円」を「50,400円」に改め、同項第4号中「58,320円」を「60,480円」に改め、同項第5号中「64,800円」を「67,200円」に改め、同項第6号中「77,760円」を「80,640円」に改め、同項第7号中「84,240円」を「87,360円」に改め、同項第8号中「97,200円」を「100,800円」に改め、同項第9号中「110,160円」を「114,240円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度」に、「19,440円」を「20,160円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度」に、「19,440円」を「20,160円」に、「32,400円」を「33,600円」に改め、同条第4項中「19,440円」を「20,160円」に、「45,360円」を「47,040円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の白石市介護保険条例の規定は、令和3年度分の介護保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の介護保険料については、なお従前の例による。

第 17 号議案

白石市精神障害者小規模通所授産施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 17 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市精神障害者小規模通所授産施設条例の一部を改正する条例

白石市精神障害者小規模通所授産施設条例（平成16年白石市条例第56号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

白石市障害者地域活動支援センター条例

第1条中「白石市精神障害者小規模通所授産施設」を「白石市障害者地域活動支援センター」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

第2条 在宅の障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）に対し、通所により各種のサービスを提供するとともに、その家族の身体的、精神的な負担を軽減し、障害者福祉の向上を図るため、法第5条第27項に規定する施設として、白石市障害者地域活動支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

第2条第2項表以外の部分中「通所授産施設」を「センター」に改め、同項の表を次のように改める。

名称	位置
白石市障害者地域活動支援センター ポプラ	白石市福岡蔵本字茶園62番地1
白石市福祉作業所やまぶき園	白石市南町一丁目3番37号

第3条から第5条までの規定中「通所授産施設」を「センター」に改める。

第6条第1号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」を「法」に改め、同条第2号中「通所授産施設」を「センター」に改める。

第7条中「通所授産施設」を「センター」に改める。

第8条中「通所授産施設」を「センター」に、「住所を有す精神障害者で」を「住所を有する障害者であって」に改める。

第9条、第10条及び第12条中「通所授産施設」を「センター」に改め

る。

第13条中「別に」を「規則で」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(白石市福祉作業所条例の廃止)

2 白石市福祉作業所条例(平成16年白石市条例第55号)は、廃止する

。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に改正前の白石市精神障害者小規模通所授産施設条例第9条第1項の規定による承認及び白石市福祉作業所条例第9条第1項の規定による承認を受けている者は、改正後の条例第9条第1項の承認を受けた者とみなす。

第 18 号議案

第六次白石市総合計画基本構想及び基本計画の策定について

第六次白石市総合計画基本構想及び基本計画を別冊のとおり策定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項及び白石市議会基本条例（平成 26 年条例第 34 号）第 15 条の規定により、議会の議決を求めらる。

令和 3 年 2 月 17 日

白石市長 山 田 裕 一